

決裁規程

制定 2017年 7月26日

改定 2018年 5月23日

（目的）

第1条 この規程は、公益財団法人神奈川県スキー連盟（以下 SAK という）会長の決裁事項及び副会長以下の専決事項等を定めることにより、決裁処理の責任の明確化及び事務処理の能率化を図ることを目的とする。

（用語の意義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- （1）決裁事案とは、最終的に意思を決定することをいう
- （2）専決事案とは、会長に代わって決裁することをいう
- （3）代決事案とは、会長または専決権者が不在のときに、その者に代わって、臨時に決裁することをいう
- （4）不在決裁とは、決裁できる者に事故があり、またはその者が欠け、事案について決裁できない状態をいう

（会長、専務理事及び総括常務理事の決裁事項等）

第3条 会長、専務理事及び総括常務理事の決裁事項は別表一のとおりとする。ただし、各本部長による専決事項については、当該本部規程において別途定めるものに限ることとする。

（専決事項として定められていない事項の専決）

第4条 会長、専務理事、本部長は、この規程に専決事項として定められていない事項であっても、その内容により専決することが適当であると認められるものは、この規程に定める専決事項に準じて専決することができる。

（専決事項の特例）

第5条 第3条及び前条の規定にかかわらず、次の各号の一に該当するものは、会長の決裁事項または専務理事、専決事項とする。

- （1）内容が特に重要であると認められる事項
- （2）内容が異例であり、または重要な先例になると認められる事項
- （3）内容に疑義があり、または現に紛議を生じ、もしくは生ずるおそれがあると認められる事項

（専決の報告）

第6条 第4条及び前3条の規定により専決した者は、必要があると認めるときは、その専決した事項について、そのつどその内容を会長、専務理事に報告しなければならない。

（会長、専務理事が不在のときの代決）

第7条 会長、専務理事が不在のときは、本部長がその事案を代決し、速やかに報告するものとする。

（規程の改廃）

第8条 この規程の改廃は理事会の議決による。